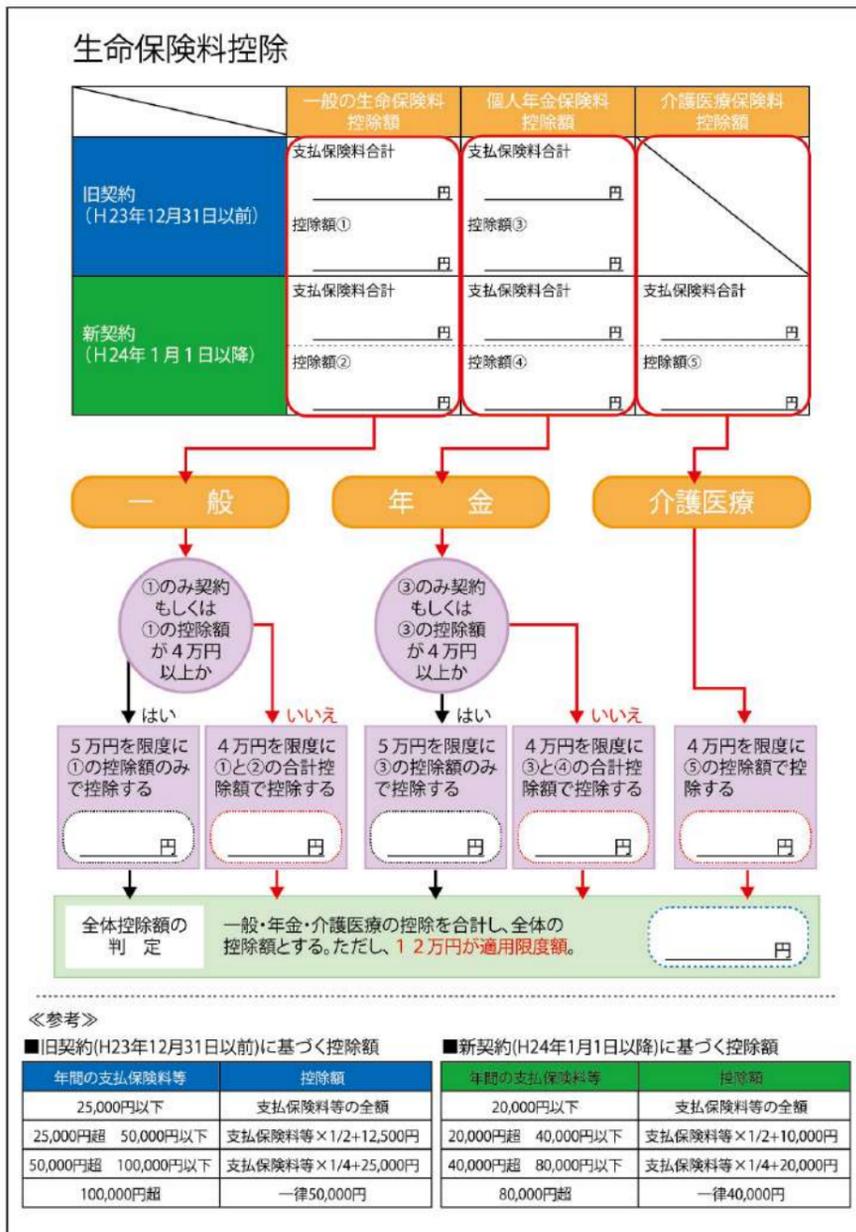




生命保険料控除計算フローチャート



# 所得控除の一覧表

配偶者控除	配偶者の区分 (所得58万円以下 / パート収入等が123万円以下)	控除額(所得税) 納税者の合計所得金額別			
		~900	900<~950	950<~1000	1000<~
	一般の配偶者 【昭和31.1.2以降生】	38万円	26万円	13万円	なし
	老人配偶者(70歳以上) 【昭和31.1.1以前生】	48万円	32万円	16万円	なし

配偶者特別控除	配偶者の所得	控除額(納税者の合計所得金額別) 所得税			
		~900万円	900<~950	950<~1000	1000<~
	48万円<~95万円	38万円	26万円	13万円	なし
	95万円<~100万円	36万円	24万円	12万円	なし
	100万円<~105万円	31万円	21万円	11万円	なし
	105万円<~110万円	26万円	18万円	9万円	なし
	110万円<~115万円	21万円	14万円	7万円	なし
	115万円<~120万円	16万円	11万円	6万円	なし
	120万円<~125万円	11万円	8万円	4万円	なし
	125万円<~130万円	6万円	4万円	2万円	なし
	130万円<~133万円	3万円	2万円	1万円	なし
	133万円<~	なし	なし	なし	なし

記号: 以上【≦~】、超【<~】、以下【≧~】、未満【~<】

扶養控除	控除を受けられる場合、内容、区分	控除額	
		所得税	住民税
一般扶養親族(16歳以上18歳以下) 成年扶養控除(23歳以上69歳以下) 【H19.1.2~H22.1.1生】と【S31.1.2~H15.1.1生】	一般扶養親族(16歳以上18歳以下)	38万円	33万円
	成年扶養控除(23歳以上69歳以下)	38万円	33万円
	特定扶養親族(19歳以上22歳以下) 【H15.1.2~H19.1.1生】	63万円	45万円
老人扶養親族(70歳以上) 【S31.1.1以前生】	同居老親以外	48万円	38万円
	同居老親等	58万円	45万円

特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上22歳以下の親族等で所得が下記の範囲内の場合対象(新設)					
	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
	58万円<~95万円	63万円	95万円<~100万円	63万円	110万円<~115万円	63万円
	85万円<~90万円	61万円	100万円<~105万円	61万円	115万円<~120万円	61万円
	90万円<~95万円	51万円	105万円<~110万円	51万円	120万円<~123万円	51万円

控除の種類	控除を受けられる場合、内容、区分	控除金額	
		所得税	住民税
雑損控除	本人又は扶養親族の有する生活資産について風水害、火災等の災害、盗難又は横領による損害	「損失金額-保険金等により補てんされた金額」=① ①の金額-(総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方 災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除	支払った医療費から合計所得金額の5%と10万円を比べて少ない方の金額を引いた額	最高200万円まで	最高200万円まで
処方薬の取得税制(医療費控除の特例)	1月1日から12月31日までに購入した医薬品(処方薬)の合計金額から12,000円を差し引いた額。なお、控除を受けるには予防接種や健康診断など国が定める取り組みを当期中に行っていることが必要。	12,000円を超えた金額。ただし、控除上限は88,000円	12,000円を超えた金額。ただし、控除上限は88,000円
社会保険料控除	国保、年金、介護保険料、年金基金、健保、特別加入労災の保険料	全額	全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、心身障害者扶養共済の掛金	全額	全額
生命保険料控除	上記 生命保険料控除計算フローチャート参照	上記参照	上記参照
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当分の保険料	全額(最高5万円まで)	支払保険料×0.5(最高2万5千円)
経過措置	平成18年12月31日までに締結した長期保険契約(損害保険契約等のうち満期返戻金等のあるもので保険期間が10年以上のもの) ※地震保険料+経過措置	最高1万5千円まで ※最高5万円まで	最高1万円まで ※最高2万5千円まで
寄付金控除	国又は地方公共団体等、政党、認定NPO法人、特定の公益財団法人等 ※「政党、認定NPO法人等寄付金特別控除」(税額控除)も可能。 寄付金から2千円を控除した金額の40%(政党は30%)。ただし、所得税額の25%までが限度。	「特定寄付金の支出額」と「総所得金額等の合計額40%」のいずれか少ない金額-2千円	【基本控除額】(寄付金<2千円)×10%<※> 【特別控除額<※>】(寄付金-2千円)×(100%-10%(基本控除額)-所得税率(0~45%<※>))
配偶者控除		最高38万円(老人配偶者48万円)	最高33万円(老人配偶者38万円)
配偶者特別控除		最高38万円	最高33万円
扶養控除	上記 別表参照	上記 別表参照	上記 別表参照
特定親族特別控除		最高63万円	令和7年度分では適用なし(8年度より適用)
障害者控除	左記 別表参照	左記 別表参照	左記 別表参照
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次にあげる者 ①夫と離婚した後婚姻をしない者のうち、次の要件を満たす者(i 扶養親族を有する、ii 合計所得金額が500万円以下、iii 住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと)。 ②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で①のiiとiiiの要件を満たす者。	27万円	26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得金額が85万円以下で、他所得が10万円以下	27万円	26万円
基礎控除	本人に適用(左記参照)	最大95万円	最大43万円

# 喜びの声 夜なべして50セット用意

住宅デー・北条

【木戸 真理子・北条・書記】11月3日、北条商工文化祭の会場で小中学生を対象に木工教室を行いました。もう数年になります。毎年楽しみに来てくれる子供たちがいます。年数を重ねることに種類も増え、今年はいス・ティッシュケース・花台・工具箱など、全部で50個用意しました。時間がかかって子供たちにより多く体験してもら



職人に手ほどきを受けて、多くの子供たちが木工体験

## 「また挑戦したい」 木材に触れる体験

住宅デー・松山

えるよう、開始時間も早めて長くし、講師も増やしての開催です。木にガイドの穴をあけ、子供用に小さい金づちを用意。ウマを用意して手で押さえ、自分の手を打たれそうになりながら、楽しい会話が聞こえてきます。「ちっちゃい部品を作

【山下 恵・松山・書記】11月29日、松山刑務所で開催された矯正展の一環として、小中学生を対象に木工教室を実施しました。秋晴れの空の下、多くの子供たちが参加し、木材に触れながらものづくりの世界を体験しました。木工教室では、背もたれ付きの小椅子と木箱を制作しました。大工職人



丁寧なサポートで小椅子を作成する

が安全面に配慮しながら、釘打ちや穴開けなどを行う子供たちを丁寧にサポート

ポルト。初めての作業に真剣な眼差しで取り組む姿が印象的でした。

参加者のアンケートでは、「難しかったけれど達成感があった」「自分で作った椅子がかわいくて嬉しい」

意識と呼吸の有無を確認すること、濡れている箇所は拭き取り、貼り薬ははがし、ペーパーメーカーと反対側にパッドを貼ること、心臓マッサージが最も有効な蘇生術であることを学びました。

## 新年に向け会館綺麗に 救急講習会も開催

住宅デー・宇摩

【鈴木 栄子・宇摩・書記】12月7日、師走にしては穏やかな気温の中、支部会館で住宅デーを行いました。時間前から段取り良く準備をしてもらい、会館内外の清掃や草刈り、樹木の剪定、各家庭から持ち寄った包丁研ぎを行いました。綺麗になった

その後、消防士の指導のもと、一般救急講習を開催しました。2

押し続けることの難しさを実感しました。AEDを使用する際には、

「また挑戦してみたい」などの声を多くいただきました。

この体験を通して、ものづくりの楽しさだけでなく、完成までの過程で得られる充実感や、自ら感じていた喜びを感じていただけたのではないかと思います。



包丁32丁とハサミ24丁を5人で研いで仕上げる

参加した皆さん、ご苦労様でした。

## 汗流し地域に貢献 刃物研ぎと住宅相談

住宅デー・伊予

【澤田 健二・伊予・支部長・大工・73歳】朝晩が肌寒くなり始めた11月2日、事務所住宅デーとして刃物研ぎと、事務

事前に役員さんの知り合いに声をかけていただいたおかげで、多くの包丁や剪定バサミが研ぎ場に並びました。サビだらけのものや刃こぼれしたもの、研ぎにくいステンレス包丁なども含めて、包丁32丁、剪定バサミ24丁。研ぐ人が少なかったので大変でした。

住宅相談では、今の時期は新築よりリフォームが良いと考える方もいて、良いアドバイスができました。

昼食を取りながら、これから地域に役立つ活動についての話などをして、良い交流もできました。

## 所得控除の一覧表

控除の種類	適用対象	所得税	住民税
ひとり親控除	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次にあげる要件を満たすもの。 ①その者と生計を一にする子で課税標準の合計額が48万円以下 ②本人の合計所得金額が500万円以下であること ③住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと。	35万円	30万円
基礎控除	《合計所得金額》 132万円以下 132万円<~≤336万円 336万円<~≤489万円 489万円<~≤655万円 655万円<~≤2,350万円 2,350万円<~≤2,400万円 2,400万円<~≤2,450万円 2,450万円<~≤2,500万円 2,500万円<~	9.5万円 8.8万円 6.8万円 6.3万円 5.8万円 4.8万円 3.2万円 1.6万円 0円	4.3万円 〃 〃 〃 〃 〃 2.9万円 1.5万円 0円

障害者控除	控除を受けられる場合、内容、区分	控除額	
		所得税	住民税
本人、配偶者、扶養親族(1人につき)	障害者控除(3~6級)	27万円	26万円
	特別障害者控除(1~2級)※	40万円	30万円
	同居特別障害者控除	75万円	53万円

※精神障害は1級のみ

注意

配偶者控除及び扶養控除を受けていて「障害者」「特別障害者」「同居特別障害者」に該当する場合は、障害者控除も対象となります(なお16歳未満の年少扶養控除は廃止されていますが、障害者控除の対象になります)。



**年末ジャンボ宝くじ**  
大阪に単身赴任中の旦那が毎年並んで年末ジャンボ宝くじを買って帰ります。正月明け、息子達が1枚1枚チェックして、なんと、今年は一万円が

### 読者の近況

当たりました！換金する頃には旦那は大阪です。息子と美味しい物頂きます。笑  
(家族 48歳)

### 良い思い出

古希になった妻たつての希望で、足立美術館と水木しげるロードに保養施設を利用して2人で行ってきました。あらためて感謝の気持ちでした

### 子供たちの笑顔

獣被害で無収穫のサツマイモでしたが、友人が

### 新年幕開けに骨付鳥

令和8年の幕開け、大好物の香川県「一鶴」の骨付鳥を食べるため、1時間行列を待ちました。普段は短気な私ですが、これだけは待てました。  
(組合員 57歳)

### ひい爺さんに

昨年10月に、ひい爺さんになりました。誕生日が9月6日の私は、その日がクロスワードの日だと知りませんでした。ナンプレ、クロスワードに目覚めました。今後挑戦します。  
(組合員 70歳)

### 初めての道後温泉

生まれて53年。初めて道後温泉に行きました。やはり、この寒い時に温泉はいいですね。  
(家族 53歳)



野菜とちくわ、豚肉が乗った中華そばは、ちょっと甘めのスープ



城北支部・通信員 記:大下 守(70歳)

### 当時の感情や風景を思い出す味



大下守さん

城北支部の近く、以前うどん屋があった所に、店名も中もそっくりそのまま引き継いだ「中華そば うさぎ家」があります。

「中華そば」「おでん」ののぼり旗。何かなつかしい味を想像して入店すると、「いらっしゃいませ」と元気のいい女将さんが迎えてくれます。想像通りのちよつとだけ甘めのスープで、思わず「あうまー!!」。なつかしい味は単に美味しいだけでなく、当時の自分の感情や周りの風景まで思い出させてくれる不思議な力を持っていると思います。

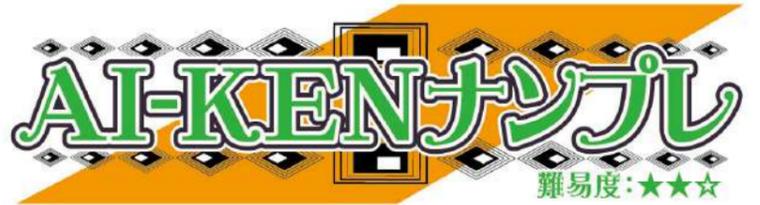
1960年代、当時は子どもだけで飲食店に行つてはいけなかった。代だった気がします。

### 【つやぎ家】

営業日 月〜土曜日  
営業時間 11時〜14時  
定休日 日・祝祭日  
住所 松山市太山寺町714の1  
次号は北条支部

### 前回の解答【7】

7	6	3	5	1	2	9	8	4
2	1	5	4	9	8	6	3	7
8	4	9	7	6	3	5	2	1
1	9	7	8	3	4	2	5	6
3	5	4	1	2	6	7	9	8
6	2	8	9	5	7	4	1	3
4	3	1	2	7	5	8	6	9
5	7	6	3	8	9	1	4	2
9	8	2	6	4	1	3	7	5



		6	4				3	
	8			5				1
7				2				6
			6				2	
		3				9		
	5				7			
6					7			5
9					8		1	
	3					5	8	

解答は住所・氏名・年齢・職種と近況を添え、10012松山市湊町8-

【解き方】マスに1〜9の数字を入れる。二重枠の合計が答え。例) 3と4の場合は7が答え【ルール】①どのタテ列・ヨコ列にも1〜9の数字が1個ずつ入る。②区切られた3×3のどのブロックにも1〜9の数字が1個ずつ入る。

【前回当選者】▼酒井慶治さん▼梶原純也さん▼好竹政之さん▼日野修さん▼大下守さん (正解者19人)

### 2月の行事予定

- 2 執行委員会
  - 5 中建理事会
  - 8 全国青協定期大会
  - 9 申告支援会(各支部)
  - 9 中本支部監査
  - 12 中執会議
  - 25 中建理事会
  - 26 中建組合会
- ※詳細は所属支部でご確認ください。

## ZEHコーディネーター資格 特別公開セミナー

(一財)家電製品協会により、新資格制度「ZEHコーディネーター」が創設されます。これに先立ち、ZEHの最新動向をテーマとした特別公開セミナーが開催されます。

講師は、芝浦工業大学 建築学部長・秋元孝之教授。新しいZEHの考え方や、今後の人材育成の方向性について解説いただきます。

申込不要で、配信期間中はどなたでも視聴可能です。関心のある方は、ぜひご視聴ください。

名 称：新しいZEHの定義 「ZEHコーディネーター」資格による人材育成への期待  
講 師：芝浦工業大学 建築学部長 秋元孝之教授

配信期間：1月26日(月)~2月28日(土)

※申込不要。期間中はどなたでもご視聴できます。



詳細はこちら



組合HPお知らせリンク